

標準報酬の月額資格取得時決定について

組合員の資格を取得した方について、資格を取得した日現在の報酬月額（基本給+諸手当）を基準として標準報酬の月額を決定します。なお、通勤手当は、1か月に相当する金額を算定して報酬に加算します。

資格取得時決定により決定された標準報酬の月額は、その年の8月（6月から12月までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月）まで適用されます。

※退職後の再任用

定年退職後にフルタイム再任用職員となる方は、組合員期間は継続しますが、大幅な報酬の減額が考えられます。この場合は通常の随時改定では4か月後の改定となり、著しく不当となるため、資格取得時決定と同様の方法により、再任用となった月から標準報酬の月額を改定します。

